

薩摩川内市広告事業審査会設置要綱

令和7年10月1日

告示第632号

(設置)

第1条 薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱（令和7年薩摩川内市告示第631号。以下「実施要綱」という。）及び薩摩川内市広告掲載に関する基本要綱（平成18年薩摩川内市告示第105号。以下「基本要綱」という。）に基づき、本市のネーミングライツ及び広告に関する事項を審査するため、薩摩川内市広告事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、実施要綱及び基本要綱で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ネーミングライツ募集候補施設の選定及び募集要項の策定に関すること。
- (2) ネーミングライツに係る優先候補者及び次点順位の申込者の選定に関すること。
- (3) 広告案の審査及び掲載の順位に関すること。
- (4) 協賛事業者の選定、協賛広告案の審査及び掲載に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ及び広告に関すること。

(組織)

第4条 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

未来政策部長、行政管理部長、秘書広報課長、財産マネジメント課長、経済政策課長及び都市整備課長並びに各課所の所管する案件については、その案件に関係する部局長及び課長

- 2 委員長は、行政管理部長をもって充て、会議を主宰する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 会議を開催することができないときは、議事について持ち回りにより審査し、決定することができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、審査案件の所管課において処理し、財産マネジメント課はこれを補佐する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。